

押印を求める手続の見直しに伴う建設業許可等手続の変更について

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業第二グループ

押印を求める手続の見直しに伴い、2021（令和3）年1月4日から建設業許可等に関する手続の取扱いを下記のとおり変更しております。

記

1 押印及び署名について

- (1) 法定様式及び本県の規則や手引で提出を求めている様式の全てについて、押印が不要となりました。また、個人名の記載は全て記名（自筆によらない）で差し支えありません。
- (2) 既に入手済みで「印」の記載がある様式は、（押印なしで）引き続き使用いただいて差し支えありません。

2 経營業務の管理責任者等の経験内容の確認方法の変更について

発注証明書による確認を廃止し、契約書、注文書+それに対応する請書控え、注文書・請書控・請求書のいずれか+入金が明確に分かるものにより確認を行っています。（発注証明書による確認は行いません。）

詳細は建設業許可申請手引（申請手続編）（令和3年4月版）17ページご確認ください。

3 書類提出者の確認について

書類提出者を明確にするための記載方法を定めました。

記載方法・注意事項については、建設業許可申請手引（申請書記載例編）・建設業法による変更届等の手引（変更届出書編及び事業年度終了届出書編）・経営事項審査申請等の手引（それぞれの最新版）をご確認ください。

下記様式の『連絡先』の欄 ・建設業許可申請書（様式第1号） ・変更届出書（様式第22号の2） ・事業年度終了届出書（県独自様式） ・経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書（様式第25号の11）				
	書類提出者	所属等	氏名	電話番号(注1) ファックス番号
本人申請	課等有る	課等の名称	担当者氏名	課等の番号
	課等が無い	商号又は名称	担当者氏名	申請者の番号
行政書士の代理・代行の場合 ※職印の押印が必要（注2）		行政書士事務所名 （行政書士名）	行政書士職氏名 （注3）	行政書士の連絡先
(注1) 閲覧に供されるため、個人の携帯番号・個人宅の電話番号などの記載は避けてください。 (注2) 行政書士による代理・代行の場合は様式（右下余白）に、記名・職印（所属する行政書士会に届け出たもの）の押印が必要です（行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条）。 ・代理の場合、申請（届出）者欄の押印は不要となりました。詳細は『行政書士による代理申請について』を確認してください。 (注3) 行政書士の補助者が書類作成等を担当する場合は、補助者の氏名を併記してください。				

・届出書（様式第22号の3） ・廃業届（様式第22号の4） ・健康保険等の加入状況（様式第7号の3）：変更届として用いる場合（行政書士代理不可） ・専任技術者証明書（様式第8号）単独で変更届として用いる場合（区分2）（行政書士代理不可）
行政書士による代理・代行の場合は様式（右下余白）に、記名・職印（所属する行政書士会に届け出たもの）の押印が必要です（行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条）。

4 書類提出者の本人確認について

添付書類・確認資料により届出者が本人であることが確認できない一部の届出手続等について、下表により本人確認を行います。

事項①	廃業届のうち、廃業の理由を『(5)許可を受けた建設業を廃止したため』とするもの (一部廃業で経營業務の管理責任者等又は専任技術者の変更を伴うものを除く)
提出者	確認方法
本人	①許可通知書、許可申請書副本、届出書副本のいずれかの原本を提示 ①が提示できない場合 ＜法人の場合＞ ア 事業所名が確認できる健康保険証(原本)を提示(代表者以外の方でも可) イ アが提示できない場合は、登記事項証明書(3か月以内)＋登記事項証明書に記載のある役員の健康保険証(写し)を提示 ＜個人事業主の場合＞ ア 事業所名が確認できる健康保険証(原本)を提示(事業主以外の方でも可) イ アが提示できない場合は、事業主本人の健康保険証等身分を確認できるもの(原本又は写し)を提示
行政書士	○委任状を提出 ※代行の場合も必要 ○様式(右下余白)に記名・職印(所属する行政書士会に届け出たもの)の押印が必要
事項②	・役員等の常勤⇄非常勤 ・従たる営業所の廃止 ・既存営業所の名称、所在地又は業種の変更(専任技術者の変更を伴うものを除く)
提出者	確認方法
本人	事項①に同じ
行政書士(代理)	○委任状を提出 ○様式(右下余白)に記名・職印(所属する行政書士会に届け出たもの)の押印が必要
行政書士(代行)	○特になし ○様式(右下余白)に記名・職印(所属する行政書士会に届け出たもの)の押印が必要
事項③	許可証明申請書
提出者	確認方法
本人	事項①に同じ
行政書士	○特になし ○様式(右下余白)に記名・職印(所属する行政書士会に届け出たもの)の押印が必要

○郵送により上記届が提出された場合は、当職で把握している電話番号(許可申請又は主たる営業所の移転の届出に記載された番号)に電話をし、申請内容の確認をすることで、本人確認とさせていただきます(確認ができない場合は受付処理できません)。

5 使用者の証明を得ることができない場合の証明者の取扱いについて

使用者の証明を得ることができない場合の取扱いに大幅な変更はありませんが、以下の点をよく確認の上、申請手続等を行ってください。

記載方法・注意事項については、建設業許可申請手引(申請書記載例編)・建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)(それぞれの最新版)をご確認ください。

○使用者の証明を得ることができず、現在建設業許可を有する第三者を証明者とする場合は、その理由を記載する
○現在建設業許可を有する第三者を証明者とする場合は、 <u>証明内容について、当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者欄に必要事項を記載する</u>
○押印廃止に伴い、 <u>証明者の電話番号を、証明者欄に記載する</u>
○証明内容等に疑義が生じた場合は、 <u>当職から証明者に問い合わせをすることがある</u>

<関係様式>

様式第7号（常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書）

様式第7号の2（常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書）

様式第9号（実務経験証明書）

様式第10号（指導監督的実務経験証明書）

6 記入文字の訂正方法

原則として、様式の差替えにより対応します。

※行政書士による代理申請の場合は、代理人による記名を不可とする申請（届出）書類を除き、行政書士の職印による訂正処理を可とします。

7 建設業許可以外の手続について

次に掲げる手続についても、様式への押印が廃止されます。取扱いは建設業許可に準じます。詳しくはそれぞれ手続の手引等を確認してください。

- ・建設リサイクル法に基づく解体工事業登録
- ・浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録（特例浄化槽工事業者の届出を含む）
- ・建設機械抵当法に基づく建設機械の打刻・検認